

# 福島ロボットテストフィールド植栽管理業務委託仕様書

## 1 目的

この仕様書は、福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）の環境の保全と施設の維持を図るため、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「甲」という。）が委託をして、受託者（以下「乙」という。）が行う業務の内容と要領を定める。

## 2 業務の履行

- (1) 乙は、業務を円滑に遂行し、施設の機能を十分達成できるよう、本仕様書、その他関係書類に基づき、業務を誠実に履行しなければならない。
- (2) 業務の履行にあたっては、警備業法、労働基準法、労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法、及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律、環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水道法、下水道法、電話電信事業法、消防法、その他関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 乙は、服務規律等を厳正にし、甲に対し迷惑となることのないよう努めること。
- (4) 本委託の業務従事者は、任務の遂行において、甲の職員及び他の業務従事者との良好な人間関係の維持に努力し、無用のトラブルを避けるとともに、来館者の対応に際しては、言語態度に十分注意すること。

## 3 業務場所

福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番

福島ロボットテストフィールド研究棟および市街地フィールド

（詳細な範囲については別紙図面のとおり）

## 4 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

## 5 業務内容

- (1) 乙は業務場所を巡回点検し、剪定、施肥、防除、芝刈等を行うこと。作業回数については下表のとおり。

### ア 樹木管理

剪定	1回
施肥	1回
病害虫防除	1回

### イ 芝生管理

芝刈	1回
施肥	1回
雑草防除	2回

※各数量については別紙管理数量一覧表を参照すること。

- (2) 植栽地の自然環境、人為的な環境など生育環境を十分熟知し、これに応じた管理を行うこと。
- (3) 植栽地の目的、機能を十分に把握し、それぞれの目的、機能に応じた管理を行うこと。
- (4) 植物は1年を通じ各季節ごとに異なる生活形態をもっており、この植物としての特性を十分把握し、植物の経年変化に対応した管理を行うこと。
- (5) 発生材は場外処分とすること。
- (6) 植物の生育状況により大幅な業務内容の見直しが必要な場合は、甲と協議するものとする。

## 6 書類の提出

乙は契約締結後、作業に着手するまでに次の書類を提出し、甲の確認を受けること。

- (1) 作業着手届
- (2) 作業計画表
- (3) 主任担当者及び連絡体制

## 7 業務完了報告

業務を完了したときは、甲の確認を受け、業務完了報告書、作業前後の写真および甲が必要と認めた書類を提出しなければならない。

## 8 一般的事項

本委託契約に関する一般的な事項は次のとおりとする。

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、常に傷害事故及び火災その他の事故が発生することのないよう十分に注意すること。
- (2) 本委託の業務従事者（以下「従事者」という。）は、作業中、常に清潔で利用者並びに甲の職員等に不快感を与えない、一定の作業衣等を着用すること。
- (3) 従事者は、作業中における事故並びに甲の建物、設備機器及び備品等の破損防止に努めること。なお、作業中に事故の発生あるいは甲の建物、設備機器及び備品等を破損したときは、直ちに甲に連絡してその指示に従うこと。
- (4) 従事者は、業務の遂行において、利用者並びに甲の職員等に迷惑がかかることがないように努めること。
- (5) 従事者は、業務の遂行に専念し、必要以外の場所に立ち入らないこと。
- (6) 作業に要する消耗品及び作業器材は、乙が用意すること。
- (7) 作業の結果生じる、使用済みの消耗品及び作業器材の部品等の廃棄物は、乙の責任により処分すること。
- (8) 乙は、受託業務の履行に当たり他の業務受託者と常に連携を取り、RTFの円滑な運営が可能となるように努めること。

## 9 業務管理

- (1) 乙は、本委託業務を遂行するにあたり、関係諸法令の基準に適合するよう業務を行わなければならない。なお、平常時においても非常時に備えて的確に対処できる体制を整えておかなければならない。
- (2) 施設のトラブル等の発生または発生が予知される場合には、速やかに甲に連絡通報し、その指示に従わなければならない。

## 10 異常箇所の通報

乙は、事故等を未然に防止するため、RTF 内の諸施設に異常があることを発見した場合には、その都度甲に報告するとともに、その指示に従って対処し、その経過及び結果を報告しなければならない。

## 11 留意事項

- (1) 施設の管理運営に極力支障の生じないよう、作業日時、作業内容等について甲の指示に従うこと。
- (2) 本作業の費用として処分・運搬等に係る一切の経費を含むこと。
- (3) 作業中に施設に損害を及ぼした場合は、乙が原形復旧し、その費用については乙の負担とする。

## 12 その他

本仕様書に明記されていない事項または、疑義を生じた事項については、発注者、受注者双方において協議し定めるものとする。